

令和2年11月5日
在デンマーク日本国大使館

北ユトランドにおいて感染対策の厳格化
(新型コロナウイルス関連情報)

11月5日、フレデリクセン首相は記者会見を行い、ミンクでのウイルス変異が拡大している北ユトランド地域の7自治体（Hjørring、Frederikshavn、Brønderslev、Jammerbugt、Vesthimmerland、Thisted、Læsø）（以下、7自治体）において、以下の規制強化を発表しました。

なお、11月4日、デンマーク政府は国内ミンク農場でミンクに感染した新型コロナウイルスの変異及び変異ウイルスの人への感染事例（北ユトランドで11例、シェラン島中部で1例）が確認されたことを受け、国内で飼養されているミンクの全頭殺処分を決定しています。

- 7自治体の全市民は、自身の居住する自治体の外に出ないことを強く推奨。また、7自治体の外に居住する者は全員、7自治体に立ち入らないことを強く推奨（本日11月5日（木）から適用）。
- レストラン等の飲食店はテイクアウトを除いて閉鎖（11月7日（土）から適用）。
- 7自治体に出入り・横断する公共交通機関（バス、フェリーなど）は閉鎖。ただし、スクールバス等は除く。医療介護分野等の必要不可欠な機能を担う職員については、通勤が可能となるよう確保する（11月9日（月）から適用）。
- 公的、民間部門の雇用者は、必要不可欠な機能を担う者を除いて、全従業員を自宅勤務とするよう強く推奨（11月9日（月）から適用）。
- 7自治体の高等教育機関の学生は一部の例外を除いて、オンライン授業・オンライン試験とする（11月9日（月）から適用）。
- 7自治体における滞在および勤務は、原則として「入国を承認するに値する目的」として認められない（11月9日（月）から適用）。

※上記規制はいずれも12月3日まで適用されるとしています。

（保健省プレスリリース・デンマーク語）

<https://sum.dk/Aktuelt/Nyheder/Coronavirus/2020/November/Nye-tiltag-og-restriktioner-nordjylland.aspx>

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同：英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_164.html#d-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届 (3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更 (転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。